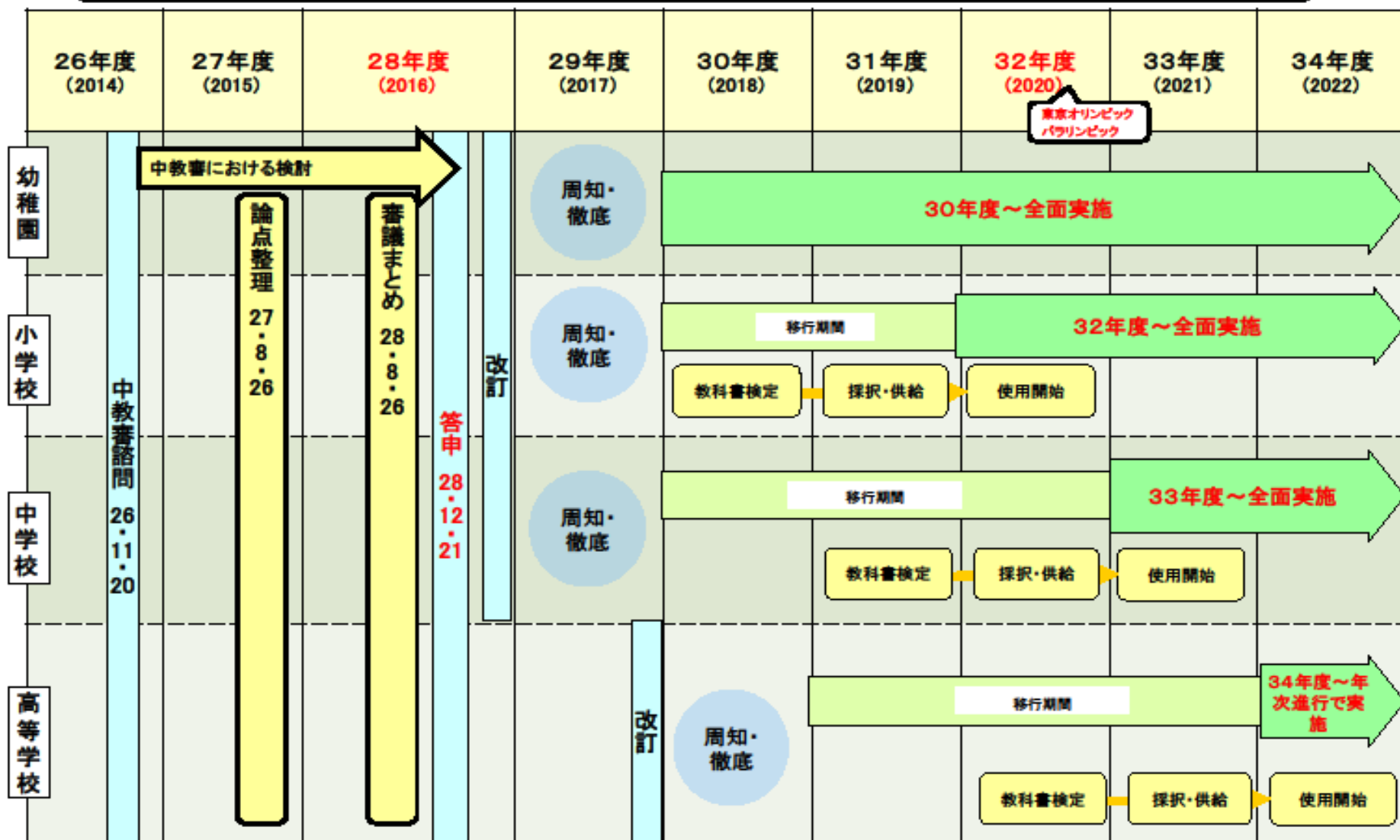


学習指導要領の改訂について

参考資料5

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



- **中央教育審議会答申（H28.12）を踏まえ**、関連する各教科等（社会科、家庭科、技術・家庭科等）において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、**現行の規定に加え、内容を更に充実**

学習指導要領改訂案における消費者関係教育に関する主な内容（小学校）

○小学校

※太字は主な充実箇所

（社会科）

- ・ 地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり
- ・ **販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること**

（家庭科）

- ・ 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
- ・ 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること
- ・ **買い物のしくみ、売買契約の基礎**
- ・ **物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割がわかること**

（特別の教科 道徳）

- ・ 節度を守り節制に心掛けること
- ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

○中学校

※太字は主な充実箇所

（社会科（公民））

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任
- ・ 金融などの仕組みや働き
- ・ 消費者の自立の支援なども含めた消費者行政
- ・ 市場の働きと経済に関連して、**希少性**に着目すること
- ・ **個人**や企業の**経済活動における役割と責任**
- ・ 消費者の保護と、**その意義**を理解すること

（技術・家庭科）

- ・ 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること
- ・ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
- ・ 環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。
- ・ **購入方法や支払い方法の特徴**がわかること
- ・ **計画的な金銭管理の必要性**について理解すること
- ・ **売買契約の仕組み**について理解すること
- ・ **消費者被害の背景とその対応**について理解すること
- ・ **自立した消費者として責任ある消費行動**を考え、工夫すること
- ・ **クレジットなどの三者間契約**

（特別の教科 道徳）

- ・ 節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考
え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

高等学校 家庭科（共通教科）の改訂の方向性

現行学習指導要領	検討事項	今後の方向性	
<p>家庭基礎(2単位)</p> <p>(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 生活の自立及び消費と環境 (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p>	<p>家庭科における見方・考え方</p> <p>家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること</p> <p>「論点整理」における指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の科学的な理解 生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成 小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化 各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視 少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成 	<p>目指す資質・能力等</p>	<p>内 容</p>
<p>家庭総合(4単位)</p> <p>(1) 人の一生と家族・家庭 (2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉 (3) 生活における経済の計画と消費 (4) 生活の科学と環境 (5) 生涯の生活設計 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p>	<p>関連する会議における提言等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定） 妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る ○高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定） 高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める ○第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定） 家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る ○食育推進基本計画（H23. 3. 31食育推進会議決定） 学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する ○和食の無形文化遺産登録（H25. 12. 4） 日本の伝統的な食文化 ○消費者教育の推進に関する法律（H24. 8. 22） 学校における消費者教育の推進 ○環境基本計画（H24. 4. 27閣議決定） 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する 	<p>○自立した生活者に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解と技能</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族・家庭についての理解 乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等についての理解と技能 生涯の生活設計についての理解 各ライフステージに対応した衣食住についての理解と技能 生活における経済の計画、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての理解と技能 <p>○家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出して課題を設定し、生涯を見通して解決する力</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力 生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想する力 実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを科学的な根拠や理由を明確にして論理的に表現する力 他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り入れ、計画・実践等について評価・改善する力 	<p>小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭科における見方・考え方を踏まえた内容の改善</p> <p>必履修科目・単位</p> <p>「家庭基礎」2単位科目</p> <p>○少子高齢化に関する内容の改善 親の役割と子育て支援(乳児期)、高齢者の理解と生活支援技術の基礎、<u>生涯の生活を設計するための意思決定等</u>、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実</p> <p>○衣食住の生活に関する内容の改善 自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実(食育、食文化等の充実)</p> <p>○生活の科学的な理解の一層の重視</p> <p>○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実</p> <p>○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実</p>
<p>生活デザイン(4単位)</p> <p>(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 (3) 食生活の設計と創造 (4) 衣生活の設計と創造 (5) 住生活の設計と創造 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p>	<p>○相互に支え合う社会の構築に向けて、主体的に地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造しようとする態度 様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主体的に地域社会に参画しようとする態度 生活を楽しみ味わい、豊かさを創造しようとする態度 日本の生活文化を継承・創造しようとする態度 自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組もうとする態度 	<p>○家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力</p> <p>○相互に支え合う社会の構築に向けて、主体的に地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造しようとする態度 様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主体的に地域社会に参画しようとする態度 生活を楽しみ味わい、豊かさを創造しようとする態度 日本の生活文化を継承・創造しようとする態度 自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組もうとする態度 	<p>「家庭総合」4単位科目</p> <p>○少子高齢化に関する内容の改善 親の役割と子育て支援(乳児との触れ合い、子供とのコミュニケーション)に係る内容の充実、高齢者の理解と生活支援技術、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実</p> <p>○衣食住の生活に関する内容の改善 自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実(食育、食文化等の充実)</p> <p>健康、安全等を考慮した衣食住の生活を総合的にマネジメントする力を育成するための内容の充実</p> <p>日本の生活文化の継承・創造に係る内容の充実</p> <p>○生活の科学的な理解の一層の重視</p> <p>○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実</p> <p>消費生活や環境に係る地域への働きかけなど社会参画力を育成するための内容の充実</p> <p>○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実</p> <p>※必履修科目の履修後は、生徒の特性や進路に応じて、専門教科「家庭」の科目を履修することができる。</p>

高等学校学習指導要領における「公共」の改訂の方向性

新必修科目「公共」

資質・能力

- 現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論の理解、及び諸資料から、倫理的、政治的、経済的、法的、様々な情報の発信・受信主体等となるために必要な情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能
- 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代の社会的事象や現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に協働的に考察し、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠を基に議論する力
- 現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそうとする自覚 など

(1)「公共」の扉

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

⇒ 自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということをもとに、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基盤を養う。

ア 公共的な空間を作る私たち

⇒ 今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「自立した主体とは何か」を問い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うことの両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

⇒ 社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛かりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と②「その行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的に考えていくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

ウ 公共的な空間における基本的原理

⇒ 個人と社会との関わりにおいて、個人の尊重を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることなどの公共的な空間における基本的原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

倫理的主体となる私たち

(2)自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒ 小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の諸課題を自ら見出し、考察、構想するとともに、協働の必要理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間を支える様々な制度の改善を通じてよりよい社会を築く自立した主体として生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効果的に行われるよう課題意識の醸成に努めるようにする。

ア 政治的主体となる私たち

<題材の例>

政治参加、世論の形成、地方自治、国家主権(領土を含む)、国際貢献...

財政と税、社会保障、市場経済の機能と限界、雇用、労働問題(労働関係法制を含む)...

職業選択、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり...

多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画...

(ア～エのうち二つ、あるいは三つが複合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる)

裁判制度と司法参加...

消費者の権利や責任、契約...

情報モラル...

ウ 法的主体となる私たち

エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

⇒ 世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

(3)持続可能な社会づくりの主体となるために

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追究的な学習で扱った現実社会の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、合意形成や社会参画を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

ア 地域の創造への主体的参画

イ よりよい国家・社会の構築への主体的参画

ウ 国際社会への主体的参画

<題材の例> 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力... などについて探究

家族・家庭、生涯の生活の設計や消費生活等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む家庭科、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う総合的な探究の時間などと連携

考えられる学習活動の例

討論、ディベート、模擬選挙、模擬投票、模擬裁判、インタビューの事前・事後の学習 など

関係する専門家・機関

選挙管理委員会、消費者センター、弁護士、NPO など

※ 「公共」においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の観点から、特別活動などと連携し、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる。
 ※ 取り上げる事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示することなどが求められる。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることのないよう留意すること。また、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意すること。